

国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書

昨年8月の九州北部を中心とした豪雨災害や10月の台風19号（令和元年東日本台風）による過去最大規模の水害のほか、今年の7月豪雨では、九州、中部、東北地方をはじめ広範な地域にわたり甚大な被害を招き、全国各地で大規模な自然災害が頻発する中、本県においても一連の豪雨により、道路の通行止めや家屋浸水等の被害が発生している。こうした激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るためには、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策や予防保全型のインフラの老朽化対策などにより、国土強靱化を図ることが急務となっている。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済活動に与えた影響に鑑みれば、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することが重要であり、今後はさらに、高速道路等の社会資本の整備や国土強靱化対策に取り組み、地方の安全・安心を確保することで、分散型の国土を形成する必要がある。

一方、国の今年度当初予算は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」としての臨時・特別の措置を含め、昨年度と同等となる約7兆円規模の公共事業関係費を確保したものの、通常分としては、いまだピーク時の6割程度となっている。このため、本県の建設企業は中長期的な建設投資の展望を見通せず、入職者も十分に確保できないことなどから、災害対応や除排雪作業、社会資本の整備・維持管理の担い手として、将来にわたり地域を支える役割を果たすことが困難になってきており、建設産業の維持・活性化を図ることも課題となっている。

よって、国においては、令和3年度以降の予算編成に当たり、地方が国土強靱化に資する事業を計画的に進められるよう、次の措置を講じることを強く要望する。

- 1 災害に強い国土づくりや社会資本の適切な整備、予防保全型の老朽化対策を計画的に進めるため、当初予算における公共事業関係費を拡大すること。
- 2 3か年緊急対策後も、防災・減災、国土強靱化を推進するため、対象事業を拡充するとともに、中長期的な見通しのもと事業が執行できるよう、対策の実施に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月8日

秋田県議会議長 加藤 鉦 一

衆議院議長	大島 理 森 様
参議院議長	山東 昭 子 様
内閣総理大臣	菅 義 偉 様
財務大臣	麻生 太 郎 様
国土交通大臣	赤羽 一 嘉 様
国土強靱化担当大臣	小此木 八 郎 様